

# 平成26年第1回常陸太田市議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	5
平成26年第1回常陸太田市議会定例会会期日程	6
◎第1号 3月4日(火)	
○議事日程(第1号)	7
○本日の会議に付した事件	10
○出席議員	11
○説明のため出席した者	11
○事務局職員出席者	11
開 会	11
開 議	11
○会議録署名議員の指名	11
○諸般の報告	12
○日程第 1 会期の決定	12
○日程第 2 施政方針説明	13
○日程第 3 報告第1号及び報告第2号(一括上程)	20
○日程第 4 議案第1号(上程)	21
提案理由説明	21
採 決	22
○日程第 5 議案第2号ないし議案第60号(一括上程)	22
提案理由説明	24
○日程第 6 議案第61号ないし議案第68号(一括上程)	34
提案理由説明	34
○日程第 7 議案第69号ないし議案第78号(一括上程)	38
提案理由説明	39
散 会	52
◎第2号 3月6日(木)	
○議事日程(第2号)	53
○本日の会議に付した事件	53
○出席議員	53
○欠席議員	53

○説明のため出席した者	5 3
○事務局職員出席者	5 4
開 議	5 4
○諸般の報告	5 4
○日程第 1 一般質問 2 番 藤田 謙二議員	5 4
3 番 赤堀 平二郎議員	6 7
6 番 鈴木 二郎議員	7 1
9 番 菊池 伸也議員	8 0
7 番 平山 晶邦議員	8 9
散 会	9 7

◎第3号 3月7日(金)

○議事日程(第3号)	9 9
○本日の会議に付した事件	9 9
○出席議員	9 9
○説明のため出席した者	9 9
○事務局職員出席者	9 9
開 議	1 0 0
○日程第 1 一般質問 5 番 深谷 渉議員	1 0 0
2 2 番 宇野 隆子議員	1 1 2
散 会	1 2 4

◎第4号 3月10日(月)

○議事日程(第4号)	1 2 5
○本日の会議に付した事件	1 2 5
○出席議員	1 2 5
○説明のため出席した者	1 2 5
○事務局職員出席者	1 2 6
開 議	1 2 6
○日程第 1 報告第1号及び報告第2号(一括上程)	1 2 6
採 決	1 2 6
○日程第 2 議案質疑 議案第2号ないし議案第78号(一括上程)	1 2 6
質 疑 3 番 赤堀 平二郎君	1 2 7
質 疑 2 2 番 宇野 隆子君	1 2 9
○日程第 3 請願第1号	1 3 6

散 会	1 3 6
◎第5号 3月20日(木)	
○議事日程(第5号)	1 3 7
○本日の会議に付した事件	1 3 7
○出席議員	1 3 7
○説明のため出席した者	1 3 8
○事務局職員出席者	1 3 8
開 議	1 3 8
○日程第 1 委員長報告 議案第1号ないし議案第42号、請願第1号	
総務委員長 益子 慎哉議員	1 3 8
文教民生委員長 深谷 秀峰議員	1 3 9
産業建設委員長 高星 勝幸議員	1 4 1
予算特別委員長 深谷 秀峰議員	1 4 3
討 論 22番 宇野 隆子議員	1 4 4
討 論 10番 深谷 秀峰議員	1 4 7
採 決	1 4 8
○日程第 2 議案第79号	1 5 1
提案理由説明	1 5 1
採 決	1 5 2
○日程第 3 議案第80号	1 5 2
提案理由説明	1 5 2
採 決	1 5 3
○日程第 4 議員提案第1号	1 5 3
提案理由説明	1 5 3
採 決	1 5 5
○日程第 5 議員提案第2号	1 5 5
提案理由説明	1 5 5
採 決	1 5 6
○日程第 6 所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 5 7
○追加日程 議員提案第3号及び議員提案第4号	1 5 7
提案理由説明	1 5 7
討 論 22番 宇野 隆子議員	1 5 9
採 決	1 5 9
閉 会	1 6 1

## 資 料

議案等委員会付託表	1 6 3
請願文書表（第1号）	1 6 6
一般質問発言通告者及び発言要旨	1 6 7
総務委員会審査報告書	1 7 3
文教民生委員会審査報告書	1 7 5
産業建設委員会審査報告書	1 7 9
予算特別委員会審査報告書	1 8 3
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書	1 8 5
微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書	1 8 6
総務委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 8 7
文教民生委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 8 8
産業建設委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 8 9
議会運営委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 9 0

常陸太田市告示第20号

平成26年第1回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月25日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成26年3月4日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成26年第1回常陸太田市議会定例会会期日程

平成26年3月4日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
3月 4日	火	本 会 議	1. 開 会                    2. 会期の決定 3. 施政方針説明        4. 議案説明
3月 5日	水	休 会	議案調査
3月 6日	木	本 会 議	1. 一般質問
3月 7日	金	本 会 議	1. 一般質問
3月 8日	土	休 会	
3月 9日	日	休 会	
3月10日	月	本 会 議	1. 議案質疑                2. 委員会付託
3月11日	火	委 員 会	1. 総務委員会
3月12日	水	委 員 会	1. 文教民生委員会
3月13日	木	委 員 会	1. 産業建設委員会
3月14日	金	休 会	議案調査
3月15日	土	休 会	
3月16日	日	休 会	
3月17日	月	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月18日	火	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月19日	水	休 会	議事整理
3月20日	木	本 会 議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成26年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年3月4日（火）

議事日程（第1号）

平成26年3月4日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 1 号 平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 常陸太田市債権管理条例の制定について
- 議案第 3 号 常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 6 号 常陸太田市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 7 号 常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 10号 常陸太田市ごみ処理等手数料条例の一部改正について
- 議案第 11号 常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について
- 議案第 12号 常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 議案第 13号 常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について
- 議案第 14号 常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 15号 常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 16号 常陸太田市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議案第 17 号 常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 19 号 常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 常陸太田市営里美斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 21 号 常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 22 号 常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 23 号 常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 24 号 常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 25 号 常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 26 号 常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 27 号 常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 28 号 常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 29 号 常陸太田市西金砂そばの郷，西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 30 号 常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 31 号 常陸太田市水府竜の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 32 号 常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 33 号 常陸太田市水と土ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 34 号 常陸太田市法定外公共物管理条例の一部改正について
- 議案第 35 号 常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 36 号 常陸太田市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 37 号 常陸太田市下水道条例の一部改正について
- 議案第 38 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について



- 議案第 3 9 号 常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 常陸太田市工業用水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 4 2 号 常陸太田市社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 3 号 常陸太田市郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 5 号 常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 6 号 常陸太田市交流センターふじの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 7 号 常陸太田市水府総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 8 号 常陸太田市里美文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 9 号 常陸太田市ふるさとの森マウンテンバイクコース設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 0 号 常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 1 号 常陸太田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 2 号 常陸太田市青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- 議案第 5 3 号 常陸太田市西金砂杜の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 4 号 常陸太田市春友手づくり工芸センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 5 号 常陸太田市工芸交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 6 号 常陸太田市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 7 号 常陸太田市福祉住宅設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第 5 8 号 常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第 5 9 号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工

事請負契約について

- 議案第60号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第61号 平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第62号 平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第63号 平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第64号 平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第65号 平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第66号 平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第67号 平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第68号 平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第69号 平成26年度常陸太田市一般会計予算について
- 議案第70号 平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第71号 平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第72号 平成26年度常陸太田市介護保険特別会計予算について
- 議案第73号 平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について
- 議案第74号 平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第75号 平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について
- 議案第76号 平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第77号 平成26年度常陸太田市水道事業会計予算について
- 議案第78号 平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第1号及び報告第2号（報告案件説明）
- 日程第 4 議案第1号（提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 5 議案第2号ないし議案第60号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 6 議案第61号ないし議案第68号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 7 議案第69号ないし議案第78号（一括上程・提案理由説明）

---

出席議員

18番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	井坂 孝行 議員	2番	藤田 謙二 議員
3番	赤堀 平二郎 議員	4番	木村 郁郎 議員
5番	深谷 涉 議員	6番	鈴木 二郎 議員
7番	平山 晶邦 議員	8番	益子 慎哉 議員
9番	菊池 伸也 議員	10番	深谷 秀峰 議員
11番	高星 勝幸 議員	12番	成井 小太郎 議員
13番	茅根 猛 議員	14番	片野 宗隆 議員
15番	福地 正文 議員	16番	山口 恒男 議員
19番	黒沢 義久 議員	20番	沢 昌 亮 議員
21番	高木 将 議員	22番	宇野 隆子 議員

---

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻津 一成 市民生活部長	塙 信夫 保健福祉部長
樫村 浩治 産業部長	鈴木 典夫 建設部長
山崎 弘行 会計管理者	鈴木 則文 上下水道部長
福地 壽之 消防長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	植木 宏 総務課長
大和田 隆 監査委員	

---

事務局職員出席者

吉成 賢一 事務局長	金子 充 議事係長
榊 一行 総務係長	

---

午前10時開会

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成26年第1回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○後藤守議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

3番 赤堀平二郎 議員 16番 山口恒男 議員  
の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る1月23日、古賀市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第2回議員研修会の議員派遣を12月議会で議決しておりましたが、報告については2月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、総務・文教民生・産業建設の各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務調査報告書が議長宛て提出されております。なお、報告書につきましては、事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第122条の規定により、平成25年常陸太田市事務に関する説明書が配付されておりますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成25年12月及び平成26年1月、2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長兼政策企画部長	佐藤 啓 君
市民生活部長	荻津 一成 君	保健福祉部長	塙 信夫 君
産業部長	檜村 浩治 君	建設部長	鈴木 典夫 君
会計管理者	山崎 弘行 君	上下水道部長	鈴木 則文 君
消防長	福地 壽之 君	教育次長	山崎 修一 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	植木 宏 君
監査委員	大和田 隆 君		

以上、15名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 会期の決定

○後藤守議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から3月20日まで17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日まで17日間と決定いたしました。

---

## 日程第2 施政方針説明

○後藤守議長 次、日程第2、平成26年度施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 本日、平成26年第1回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜りまして心から御礼を申し上げます。

それでは、平成26年度予算案を初めとする重要な諸案件の審議をお願いするに当たりまして、市政運営に対する基本的な方針と予算編成及び施策の概要につきまして申し述べ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年を振り返りますと、一昨年の政権交代による新たな経済政策などにより、為替相場におきまして円安傾向が続く一方で、日経平均株価が大きく上昇いたしました。この結果、個人消費は堅調な動きを見せるとともに、雇用情勢についても失業率や有効求人倍率がほぼリーマンショック前の水準まで回復傾向にあり、ようやく20年近くに及ぶデフレを乗り越え、日本全体に明るい兆しが見え始めた1年であったと感じております。

市政に目を向けますと、本市では少子化・人口減少が予想を上回るスピードで進行しています。合併時には6万548人であった人口が、出生・死亡による自然動態、転入・転出による社会動態ともに減少を続けまして、本年2月1日現在の人口は5万3,474人で、9年2カ月の間に7,074人の人口が減少し、何としても歯止めをかけなければならない状況にございます。このため少子化・人口減少対策を最重要課題と位置づけ、企業立地等による雇用の確保、あるいは市街地の活性化、居住環境の整備や子育て支援の充実を図るなど、市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができるような魅力あるまちづくりに全力で取り組んできているところでございます。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市でも甚大な被害を受け、市民生活に大きな混乱をもたらしました。被害を受けた方々への支援、学校教育施設等の耐震化、原発事故による風評被害の払拭、除染対策などに最優先で取り組むとともに、市民自らの防災活動と協働し、全ての市民が安全で安心して暮らすことのできる環境づくりを進めております。

このような中で本年12月1日は、1市1町2村の合併により新生常陸太田市が誕生して10周年を迎えます。この間、新市の一体感と活力により住民福祉の一層の向上を目指すため、合併後における新しいまちづくりの指針として、協働とエコミュージアム活動を柱とする第5次総合計画を策定し、本市の将来像である「快適空間～自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち～」の実現を目指し、各種施策の具現化に取り組んでまいりました。この10年の歩みを

市民の皆様とともに振り返り、将来に向かって夢と希望にあふれ、さらなる飛躍につなげる契機とするため、市民の皆様の参加と協働による合併10周年記念事業を展開してまいります。

地域が誇る歴史や文化、伝統、まちづくりへの取り組みを継承しながら市民の皆様と積み重ねてきた努力が大きな成果となり、節目の年である平成26年度を改めて合併してよかったと実感していただける年とするようにしてまいりたいと考えております。

以上、平成26年度の市政運営に当たり、基本的な考え方を述べさせていただきました。

続きまして、新年度の施策概要を第5次総合計画後期基本計画の6つの重点戦略に沿って順次ご説明申し上げます。

重点戦略の1つ目は、「ストップ少子化・若者定住」であります。

子育て家庭を支援するため、妊産婦及び中学生までの医療費助成や第3子以降の保育園・幼稚園の保育料無料化など経済的支援を継続いたします。また、保育園や放課後児童クラブ、育児相談などの充実を図り、若い世代の皆さんが安心して子どもを産み、ゆとりある子育てのできる環境を目指してまいります。

不育治療費の助成につきましては、これまで実施している不妊治療費の助成に加え、妊娠しても胎児が育たない不育症治療費の助成を新たに行い、一体的な運用を図りながら子どもを授かることのできる環境の充実に努めます。

保育園につきましては、平成27年4月から愛保育園の指定管理者制度による運営開始に当たり、円滑に業務が移管できるように引き継ぎ体制を整備するとともに、働きながら子育てをする家庭のニーズに広く応えられるよう、社会福祉法人による新規保育園の平成27年2月開園に向けた支援に努めます。

現在策定中の子ども・子育て支援事業計画につきましては、子育てニーズを精査し、今後の全体的な保育需要を推計した上で、民間の新設保育園の開園を考慮しながら老朽化の進む公立保育園の整理統合など適正配置を計画いたします。

若者定住については、新婚家庭家賃助成や民間賃貸住宅建築助成の取り組みを継続するとともに、定住促進助成の支援対象を拡充いたします。また、震災等緊急雇用事業を活用して、少子化・人口減少対策のさまざまな施策の効果的な情報発信に努めます。

結婚支援活動につきましては、結婚相談センター「YOU愛ネット」を中心に、NPO法人や市内の各種団体「いばらき出会いサポートセンター」等との連携を図りながら、男女の出会いの場の創出に努めてまいります。

新たな産業の育成や雇用の確保につきましては、木質バイオマス発電所の建設が開始されていますが、引き続き工業団地への企業の誘致を促進するとともに、廃校となった跡地につきましても事業所等の誘致に努めまして、従業員の定住に向けた支援と立地企業のフォローアップ等に努めてまいります。また、立地企業間ネットワークによる企業間の連携、協力を推進し、市内工業者に対して新しい技術やビジネス価値が生み出されるよう支援します。

地域おこし協力隊につきましては、新たにアーティスト枠の隊員を採用し、水府地区を加えた3地区にそれぞれ3名ずつの9名が定住し、アートの視点なども取り入れながら地域資源の発掘

や内外への情報発信をしてまいります。今後は、活動内容のブラッシュアップや隊員の定住に向けたキャリアアップを図るために、外部専門家をアドバイザーとして招聘いたします。

交流活動の充実につきましては、地域資源を生かした体験メニューを都市住民等に提供する「かなさ笑楽校」の利用促進を図るとともに、民泊を活用した着地型旅行と教育旅行を推進します。あわせて西山研修所には、山吹運動公園との併用によるスポーツ合宿の誘致を積極的に進めてまいります。

2つ目は、「ふるさとの未来を託す人づくり、コミュニティづくり」であります。

学校教育施設につきましては、里美中学校と4月に開校する里美小学校の共用屋内運動場、平成27年度に開校予定の金砂郷地区統合中学校校舎を整備いたします。また、山田小学校及び太田中学校屋内運動場の耐震化改修工事につきましては、国の補正予算を活用し平成25年度補正予算で実施いたします。これにより統合整備する中学校を除いて平成26年度中に学校教育施設の耐震化事業が全て完了となります。

魅力ある学校づくりにつきましては、児童生徒数が減少し教育環境が変化していく中で、安全・安心で質の高い教育を維持していくため、今後とも教育環境の充実に努めます。

豊かな心の育成につきましては、常陸太田市子ども人権スローガンのもと、各学校の道徳教育や人権教育の推進を図るとともに、一人ひとりの心を捉えるQ-Uアンケートの実施、教職員研修の充実、家庭・地域との連携を図りながらそれぞれの心に寄り添い、思いやりの心を育てていく温かな人づくり推進事業を引き続き実施いたします。

郷土への愛着心の育成につきましては、基礎となる地元学に取り組む新規地区の開拓や取り組みのステップアップを図り、より強い地域コミュニティの醸成を推進するとともに、エコミュージアムが各地域に根つき、継続的な発展的活動となるよう関係機関等と連携して各種事業への展開を推進いたします。

文化活動につきましては、市民交流センターの管理運営に民間事業者のノウハウを生かし、より効率的、効果的な運営を図るため、平成26年度より指定管理者制度へ移行します。また、文化振興事業につきましては、文化課へ引き継ぐこととし、文化団体や文化事業への支援に努めます。

3つ目は、「災害にみんなで備える安全・安心なまちづくり」であります。

地域防災体制を強化するため、総務部に防災対策課を新設して、頻発する災害への対応や地域防災計画の見直し、自主防災組織の活性化などを推進します。

自主防災会につきましては、防災資機材や備蓄食料等の支援を平成26年度で完了しますが、防災リーダー育成のための研修を継続するとともに、なお一層の活性化を図るため、いばらき防災大学の受講と防災士の資格取得に対し助成を行います。また、平成25年度実施に至らなかった金砂郷地区土砂災害ハザードマップの改定につきましては、今年度に改めて作業を行います。地域防災計画（原子力災害対策計画編）につきましても、県の広域避難計画の策定状況を見ながら段階的に見直しを進めます。

消防体制の強化については、平成28年の消防救急無線のデジタル化に対応するため、昨年設

立された茨城消防救急無線指令センター運営協議会において、平成26年度から本格的な整備を進めます。また、地域防災のかなめとなる消防団につきましては、消防車両積載の消防無線をデジタル方式に変更し災害対応力を強化するとともに、引き続き消防水利の確保を図ります。

犯罪の未然防止につきましては、防犯灯の効果的な整備や自主防犯組織、自警団等の活動支援の充実を図るとともに、昨年7月に施行した空き地及び空き家の適正管理に関する条例に基づき、これらの適切な管理を指導し、生活環境の保全及び犯罪や火災等の発生防止に努めます。

安全な消費生活につきましては、消費生活問題に的確かつ迅速に対応するため、関係機関との連携による相談体制の一層の充実や消費生活センターの機能強化に継続的に取り組んでまいります。

循環型社会の構築については、平成25年度に策定した新たな環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、太陽光発電設備等を設置する世帯への設置費補助を強化し、利用しやすい環境を整備いたします。また、資源ごみの無料回収と23分別回収を継続し、排出量の削減とリサイクル率の向上を図るとともに、本年4月から携帯電話やデジタルカメラ等から希少金属を再利用する小型家電リサイクルを実施します。

4つ目は、「地域産業の振興とにぎわい創出による元気づくり」であります。

農林畜産業の振興及び交流人口の拡大を図るため、複合型交流拠点施設の平成28年オープンを目指し、計画用地の取得と造成工事の着手及び施設等の実施設計に取り組むとともに、施設の運営母体となる第3セクターの設置に向けた諸準備を進めてまいります。

農業の生産基盤の整備につきましては、町屋地区圃場整備事業や県単土地改良事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金の取り組みの拡大、環境に優しい安全な農業及び耕畜連携による環境保全型農業直接支援と有機農業づくりを進めてまいります。また、地域の特性や消費者・実需者ニーズに応じた農産物の計画生産や販路の拡大、6次産業化への取り組みを積極的に支援し、農業従事者の意欲と所得向上を図ります。

有害鳥獣等被害防止対策につきましては、野生鳥獣から農作物の被害を軽減するため、地域内連携による電気柵の購入時における助成事業を拡充し、猟友会及び有害鳥獣捕獲隊との連携により駆除を継続して実施します。

担い手育成につきましては、人・農地プランによる経営体への農地集積や機械・施設等の整備を支援し、安定的な組織化と農業生産の拡大に取り組むとともに、生産から流通までの強い農業づくりを推進する一環としてライスセンターの整備を支援し、就農から定着までの多様な担い手の育成と確保に努めます。また、常陸太田地域農業再生協議会が実施主体となる交付金の活用により、耕作放棄地の発生防止、解消に努め、米の直接支払交付金や畑作物の直接支払交付金等の各種助成金を活用いたしまして、経営規模の拡大や生産性の向上を図り、需要に見合った米生産を推進いたします。

林業の振興につきましては、宮の郷木質バイオマス発電所の燃料として、木質チップの安定供給と地域生産材の幅広い活用が図られるよう森林組合や関係機関と連携して支援いたします。



常陸太田ブランドの創出につきましては、本市の主要農産物のさらなる品質向上と、有利販売につながる取り組みを進めるとともに、これらの地場産物を活用した農商工連携等による加工品の開発、あるいは特産品認証制度の活用などにより付加価値を高める取り組みを積極的に支援し、消費者に信頼されるブランドとして認知度向上、販売促進を図ります。

商業の活性化につきましては、市民の買い物環境改善の一環として商店の誘致に努め、あわせて空き店舗を活用した事業を支援するとともに、商工業活性化に向けたプレミアム付商品券補助事業により支援いたします。

観光の推進につきましては、筑波銀行及びJTBとの地域振興に関する協定により、観光情報誌「るるぶ」を作成して誘客の促進を図るとともに、3月1日から営業を開始いたしました竜神大吊橋バンジージャンプを活用して交流人口の増加に努めます。

広域交流の推進につきましては、大分県臼杵市との交流促進協定に掲げる項目を着実に実現し、姉妹都市の提携を目指します。平成26年度は、協定項目の1つである教育交流を推進します。

歴史資源の保護については、引き続き水戸徳川家墓所、西山荘など文化財の災害復旧助成を行うとともに、西山荘の国指定文化財に向けた調査を進めてまいります。また、今年の秋に整備が完了する梅津会館では、市民が楽しめる展示を企画するとともに、多くの方が集えるコミュニティの場所としてサロンづくりを進めてまいります。

5つ目は、「地域で支え合ういきいき健康福祉の環境づくり」であります。

健康づくりへの支援につきましては、病気の早期発見、早期治療につながる健康診査、各種がん検診の受診率の向上に取り組むとともに、健康で自立した生活のできる健康寿命の延伸を目指し、市民総ぐるみで推進するための活動指針となる健康増進計画を策定いたします。また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による県の行動計画が平成25年度中に提示されますので、これに基づく市行動計画を策定し、関係機関と一体となって新たな感染症の予防対策に取り組みます。

在宅医療・介護連携システムの構築につきましては、これからの医療のあり方として在宅での医療が大きくクローズアップされ、以前のような自宅でのみとり文化の再生などを含め、在宅療養を可能とするための医療・介護連携による環境の整備が強く求められております。本市におけるシステムの構築に向けて、医療関係従事者及び介護関係従事者との連携による在宅医療の仕組みづくりを推進いたします。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度につきましては、特定健康診査などの健診日拡充などにより受診率の向上を図るとともに、人間ドック、脳ドック、健診費助成枠の拡充を行いまして、生活習慣病などの疾病の早期発見と早期治療をより一層進めてまいります。また、健診データ等を活用した予防のための保健指導を実施するとともに、地域の健康課題の対策に取り組み、医療費の削減と健康保険制度の健全な運用に努めてまいります。

地域で支え合う福祉体制づくりにつきましては、平成23年度策定した障害者計画・第3期障害福祉計画のうち、具体的な数値目標や障害福祉サービス等の見込み量を定めた第3期障害福祉計画の見直しを行いまして、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業などをより効果

的に推進するために、第4期障害福祉計画を策定いたします。また、本年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、暫定的かつ臨時的な措置として国において実施される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付につきましては、対象者の把握など早期に給付を開始する体制を整え支給いたします。

高齢福祉介護保険については、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう第5期高齢者福祉計画に基づき、高齢福祉介護保険の各種施策の推進に努めてまいります。また、平成27年度からは介護保険制度の一部が改正され、介護予防給付のうち、訪問、通所介護の地域支援事業への移行や利用者負担の見直し等が予定されております。今後関係機関との連携を進め、平成27年度から3カ年に係る第6期高齢者福祉計画を策定いたしまして、在宅医療と介護の連携の強化や認知症に関する施策のほか、生活支援や介護予防等の充実に努めてまいります。

6つ目は、「市民生活を支える公共交通ネットワークづくり」でございます。

地域公共交通につきましては、路線バス運行事業者に対する運行経費の支援、あるいは路線バスで通学する高校生への定期券購入費の助成などにより路線バス運行の維持確保を図ります。また、市民バスや患者輸送バス、予約型乗り合いタクシーなどにより移動手段を持たない市民の利便性の確保に努めておりますが、利用の実態や利用者負担の面などにおいて偏在が見られますので、効率的、効果的な運行が図られるよう運行方法の見直しやアクセス改善などに継続して取り組んでまいります。

JR水郡線の利用促進につきましては、3月15日付のダイヤ改正により、上菅谷駅と常陸太田駅間で午後2時台に1往復が増便となります。また、4月からは常陸太田駅でSuica（スイカ）の利用が可能となるなど、利用環境の改善が図られたところですが、県や沿線自治体、さらには多くの市民や地域団体等との連携を図りながら、利用環境の改善、あるいはイメージアップの取り組みを進めてまいります。

道路の整備につきましては、国・県と連携を図りながら、国道349号バイパスの幸久大橋を含む4車線化、国道293号バイパス、国道461号及び各県道の整備を進めてまいります。また、市道につきましては、常陸太田南部幹線道路や幹線道路の早期完成を目指すとともに、市民生活に欠かすことのできない生活道路の維持補修と橋の長寿命化に努めます。

広域的な農林道である県北東部地区広域営農団地農道整備事業につきましては、西河内下町から上大門町までのトンネル工事の早期開通に努めてまいります。

以上、新年度における重要施策についてご説明させていただきました。

続きまして、「まちづくりを推進するための行政力改革の取り組み」について申し上げます。

市民協働の推進につきましては、自らの力で地域の課題を解決し地域の活性化を図ろうとする活動に対して、運営及び財政面を市民提案型まちづくり事業により支援するとともに、公用車、備品の貸し出し事業や市民活動保険制度による支援、地域集会所整備事業による援助などを引き続き実施いたします。

地域を支えるコミュニティづくりにつきましては、地域の維持・再生及び住民自治の充実強化を図るため、地域の各種団体や町会等が連携し、一体となって活動する地域コミュニティづくり

を進めてまいります。

広報広聴活動につきましては、行政情報や観光イベント情報、災害情報などを市民により早くスピーディーに伝えるため、引き続き広報紙やホームページ内容の充実強化を図るとともに、若年層に利用が多いフェイスブック、ツイッターなどのソーシャルメディアやメール一斉配信などを活用いたしまして、より広範囲に迅速な情報発信を進めるなど、さらなる情報発信機能の充実を図ってまいります。

行政組織機構につきましては、厳しい財政事情の中で、少子化・人口減少対策、防災対策及び産業振興などの喫緊に対応が必要な施策をより効果的に推進する体制を整備するため、支所を再編するとともに産業部を「農政部」と「商工観光部」に分け、総務部に「防災対策課」を政策企画部に「少子化・人口減少対策課」を新設いたします。職員につきましては、引き続き国及び県に実務研修生として派遣するほか、自治大学校を初め、中央アカデミー研修や特別研修、OJTなど各種研修を行いまして、資質及び能力の向上に努めるとともに、管理職員につきましては労務管理研修を徹底しながら、さらに職員数の抑制を図っていくため第3次定員管理適正化計画の策定を進めてまいります。

自立性、自主性の高い財政運営につきましては、税負担の公平性を確保するために、市税の適正課税に努めるとともに、債権管理条例を制定し債権管理の徹底を図り、使用料等についても受益者負担の原則から収納に努めるなど、市税等収納対策本部を中心に関係部課が連携いたしまして積極的に財源の確保を図ります。

公共施設の老朽化対策につきましては、全国の自治体で大きな課題となっておりますが、本市におきましてもファシリティマネジメントの視点を取り入れまして、公共施設の見直しを進めてまいります。

自然休養村管理センターにつきましては、利用者が減少し、施設の老朽化等により維持管理費が増加することが予想されるため、平成25年度末をもちまして廃止いたします。

学校給食センター里美センターの調理業務につきましては、民間事業者への委託による効率的運営を図ります。

総合計画の適切な進行管理と評価につきましては、事務事業評価制度のもとでPDCAサイクルを回すことにより、実施計画に掲げる事務事業の効率的、効果的な推進に努めていますが、評価結果の客観性を高めるために、学識経験者や市民代表などによる外部評価の仕組みを導入してまいります。

産学官連携につきましては、本市と連携関係にある茨城大学、茨城キリスト教大学、常磐大学の3大学の先生や学生が、地域おこし協力隊や地域の皆様などの支援を受けながら一緒に課題解決のための検討、提案を行うとともに、地域おこし活動を実践する地域づくりプロジェクト実習のカリキュラムが構築されており、地域の活性化や新たな人材育成につながるものとして積極的に支援してまいります。

続きまして、本市の平成26年度当初予算案の概要について申し上げます。

予算規模であります。一般会計につきましては230億4,000万円で、前年度比9,200

万円、0.4%の減であります。複合型交流拠点施設や金砂郷統合中学校、里美小中学校屋内運動場の建設、また、消費税率の引き上げに伴う臨時福祉給付事業など増額要因がございますが、本市は合併算定がえの経過措置終了により、今後地方交付税の段階的な減額が見込まれますので、職員数の削減や事務事業の見直し、経常的経費の削減を行い予算規模の縮小に努めたものでございます。

特別会計につきましては、7会計の総額が141億559万2,000円、前年比4億4,232万9,000円、3.2%の増でございます。

公営企業会計につきましては、2会計の総額が20億864万2,000円、前年度比13億526万1,000円、39.4%の減でございます。

各会計の総額は391億5,423万4,000円、前年度比で9億5,493万2,000円、2.4%の減となっております。

以上、平成26年度の市政運営に対する基本的な方針と予算編成及び施策の概要についてご説明申し上げましたが、今後も市民の声を大切にしながら市民が真に必要とするものをしっかりと見きわめ、本市のさらなる発展と成長に向け、市政運営に全力を尽くしてまいりたい決意でございます。どうか議員各位を初め、市民の皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件でございますが、専決処分の報告2件、条例の制定4件、条例の一部改正51件、条例の廃止2件、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約1件、市道路線の認定1件、平成25年度補正予算9件、平成26年度当初予算10件、合わせて80件でございます。

なお、会期中に人事案件2件を追加提案する予定でございます。各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長から説明させますので、各議案とも慎重にご審議の上、原案のとおり承認と可決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

---

日程第3 報告第1号及び報告第2号

○後藤守議長 次、日程第3、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）、以上2件を議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 提案者にかわりまして説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきます。報告第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成26年3月4日報告、市

長名でございます。

2ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。教育委員会スポーツ振興課職員が行った公金の横領及び文書を偽造し虚偽申請により休暇を取得した不祥事に対する管理監督責任と、市民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に、市長及び副市長の給料を減額することに伴い、公布の日から下記の条例を施行し、平成26年2月1日から適用する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。

記、常陸太田市特別職の職員で、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、平成26年1月30日、市長名でございます。

4ページをお開きいただきます。新旧対照表です。

市長、副市長の平成26年2月の給与月額から100分の10に当たる額を減額するため、附則に第9項を追加するものでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきます。報告第2号専決処分の承認を求めることについてでございます。

これにつきましては、報告第1号と全く同様でございますが、6ページをお開きいただきたいと思っております。専決処分書の写しでございますが、常陸太田市教育委員会教育長の給料の減額につきまして、報告第1号と同様の専決処分の内容でございます。

8ページをお開きいただきます。新旧対照表ですが、教育長の平成26年2月の給与月額から100分の10に当たる額を減額するため、附則に第6項を追加するものでございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

---

#### 日程第4 議案第1号

○後藤守議長 次、日程第4、議案第1号平成25年度一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、説明をさせていただきます。

それでは、議案書9ページをお開きいただきます。

議案第1号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）、平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億590万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242億8,838万7,000円とする。第2条が繰越明許費の補正でございます。平成26年3月4日提出、市長名。

この補正予算につきましては、平成26年度当初予算での計上を予定しておりましたが、平成25年度、国の第4次募集に採択されましたことから、補正予算（第9号）として上程するものでございます。

15ページをお開きいただきます。

15款県支出金の補正でございます。茨城みずほ農業協同組合が金砂郷地区に建設するライスセンターの財源として1億590万8,000円を見込んでおります。

その裏のページをお開きいただきます。5款農林水産業費でございますが、ライスセンター建設事業の助成を行うもので、国庫補助金相当分1億590万8,000円を計上いたしました。なお、市単独分の補助金5,827万5,000円につきましては、平成25年度での過疎対策事業債の同意が得られないことから平成26年度予算に計上させていただきました。

12ページにお戻りいただきまして、繰越明許費でございます。国の第4次募集での採択ということから全額を平成26年度に繰り越すものでございます。

---

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

---

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

---

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案可決することに決しました。

---

日程第5 議案第2号ないし議案第60号

○後藤守議長 次、日程第5、議案第2号常陸太田市債権管理条例の制定について、議案第3号常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第4号常陸太田市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について、議案第5号常陸太田市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、議案第6号常陸太田市行政組織条例の一部改正

について、議案第7号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市ごみ処理等手数料条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、議案第12号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、議案第13号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について、議案第14号常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第15号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第16号常陸太田市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第17号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第18号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第20号常陸太田市営里美斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第21号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について、議案第22号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第23号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第24号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第25号常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第26号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第27号常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第28号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第29号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第30号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第31号常陸太田市水府竜の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第32号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第33号常陸太田市水と土ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第34号常陸太田市法定外公共物管理条例の一部改正について、議案第35号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第36号常陸太田市都市公園条例の一部改正について、議案第37号常陸太田市下水道条例の一部改正について、議案第38号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第39号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第40号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、議案第41号常陸太田市工業用水道事業給水条例の一部改正について、議案第42号常陸太田市社会教育委員に関する条例の一部改正について、議案第43号常陸太田市郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第44号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第45号常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第46号常陸太田市交流セ

ンターふじの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第47号常陸太田市水府総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第48号常陸太田市里美文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第49号常陸太田市ふるさとの森マウンテンバイクコース設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第50号常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第51号常陸太田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第52号常陸太田市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、議案第53号常陸太田市西金砂杜の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第54号常陸太田市春友手づくり工芸センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第55号常陸太田市工芸交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第56号常陸太田市梨水平工芸の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第57号常陸太田市福祉住宅設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第58号常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第59号茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約について、議案第60号常陸太田市道路線の認定について、以上59件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、説明をさせていただきます。

16ページをお開きいただきます。議案第2号常陸太田市債権管理条例の制定について、常陸太田市債権管理条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出，市長名。

提案理由でございますが、地方自治法第240条に規定する金銭債権である市の債権について、市の責務や法令等の規定を整理し、債権の状況を正確に把握しながら統一的かつ効率的な債権の管理に関する事務処理を行い、債権管理体制の強化を図るため、本条例を制定するものでございます。

17ページをお開きいただきます。条文についてご説明をさせていただきます。第1条は条例の目的、第2条は用語の定義、第3条は、他の法令や条例等との関係について定めるものでございます。4条は、債権管理者が果たすべき責務を定めるものでございます。

18ページをお開きいただきます。第5条は、債権の種類ごとに台帳を作成、整理しなければならないことを定めるものでございます。第6条は、市の債権の履行期限までに履行しないものに対する地方自治法及び地方自治法施行令に基づく督促について確認的に定めるものでございます。第7条は、督促した場合においてもなお納付、納入されない公債権につきまして、市税と同様に延滞金を徴収し、また、延滞金の割合や減免についても他の個別法令等に定めがあるものを除き市税と統一することを定めるものでございます。第8条の滞納処分、第9条の強制執行につきましては、法令の規定に基づく措置を行うことを確認的に定めるものでございます。

19ページをお開きいただきます。今までと同様に第10条の履行期限の繰り上げ、第11条の債権の申し出、第12条の徴収停止、第13条の履行期限の特約につきましても法令の規定に



基づく措置を行うことを確認的に定めるものでございます。

20ページをお開きいただきます。第14条は、債権放棄の該当要件を条例で定めることにより、実質的に徴収不能に陥っている回収の見込みがない債権を放棄することができるようにし、債権管理の事務処理の合理化及び効率化を図るために定めるものでございます。

21ページでございますが、15条は、債権を放棄したときにはその旨を議会へ報告しなければならないことを定めるものでございます。

附則の第1条は施行期日、附則の第2条は経過措置、附則第3条は延滞金の割合の特例を定めるものでございます。

参考といたしまして、22ページから25ページまで施行規則を添付してございます。

続きまして、26ページをお開きいただきます。議案第3号常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定する。平成26年3月4日提出、市長名。

提案理由ですが、本市が設置する学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるための基金を創設するため、本条例を制定するものでございます。現在廃校となっております旧河内小学校につきましては、市の廃校施設利活用方針に基づき、民間事業者への有償での譲渡が予定されております。国庫補助事業完了後、10年以上経過した学校施設の財産処分につきましては、譲渡による収益金を学校施設整備のための基金に積み立てれば国庫納付金が免除となることから、本条例を制定するものでございます。

基金の条例の内容ですが、第1条は設置の目的、第2条は積み立て、第3条は管理、第4条は運用益金の処理、第5条は繰り替え運用、第6条は処分、第7条は委任でございます。

本条例は、26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、28ページをお開きいただきます。議案第4号常陸太田市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について、常陸太田市安全な飲料水の確保に関する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名。

提案理由ですが、簡易専用水道に関する事務並びに「水道法」等の規制対象とならない水道及び飲料井戸等の衛生対策に関する事務が茨城県から移譲されることに伴い、本条例を制定するものでございます。本条例は、小規模水道や飲料井戸等の設置者の責務、それから、管理の適正化等に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

29ページをお開きいただきます。第1条は条例の目的、第2条は用語の定義。

30ページの第3条でございますが、設置者の責務、4条は例外規定、5条は水質基準。

31ページの6条には設置基準、第7条からは小規模水道や小簡易専用水道及び簡易専用水道の布設及び管理、飲用井戸等の管理について定めてございます。

以下は、設置者に対する指導監督や罰則規定等を定めるものでございます。

参考といたしまして、38ページから57ページまで施行規則を添付してございます。

続きまして、58ページをお開きいただきます。議案第5号常陸太田市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、常陸太田市消防長及び消防署長の資格を定める条件を次のよ

うに制定するものとする。平成26年3月4日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律，いわゆる「第3次地方分権一括法」でございますが，これが平成25年6月14日に公布，平成26年4月1日から施行されることに伴い，本条例を制定するものでございます。

59ページをお開きいただきます。「第3次一括法」による「消防組織法」の一部改正により，消防長及び消防署長の資格につきましては，これまで政令で定めることとしていたものを政令で定める基準を参酌し，市町村が条例で定めることとされたことから条例を制定するものでございます。第1条におきましては消防長の資格，第2条は消防署長の資格を市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の基準に準じて定めるものでございます。

続きまして，60ページをお開きいただきます。議案第6号常陸太田市行政組織条例の一部改正について，常陸太田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出，市長名。

提案理由でございます。市が取り組むべき諸課題に的確に対応し，施策をより効率的に推進するための体制整備等を行うため，本条例の一部改正を行うものでございます。

62ページをお開きいただきます。新旧対照表でございますが，第2条におきましては，産業部を分け，農政部及び商工観光部を設置するものでございます。改正後の第3条第5号及び第6号でございますが，産業部の分掌事務を農政部及び商工観光部の分掌事務に分けるものでございます。また，8号につきましては，簡易水道事業につきまして，市長事務部局の上下水道部の分掌事務とするため追加するものでございます。

続きまして，63ページをお開きいただきます。議案第7号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について，常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出，市長名でございます。

提案理由でございます。議案第5号と同様に，いわゆる「地方分権一括法」の公布施行に伴い，本条例の一部改正を行うものでございます。

65ページをお開きいただきます。新旧対照表でございますが，「地方公務員法」の一部改正により，職員が大学等に修学するための部分休業を承認できる期間につきまして，地域の実情に応じて条例で定めることとされたことから，条例第2条第3項の期間を法の趣旨にのっとり修学に必要なと認められる期間に改めるものでございます。

なお，期間は国家公務員の基準に準じまして，現行の2年を維持するものでございます。

続きまして，66ページをお開きいただきます。議案第8号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出，市長名。

提案理由でございますが，地域社会における共生の実現に向けて，新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布，その一部が平成26

年4月1日から施行されること等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

68ページをお開きいただきます。法の「障害程度区分」が「障害支援区分」に改正されることに伴い、別表第1中、障害程度区分判定審査会の委員の職名を改めるものでございます。また、あわせまして、同表中の高齢者生産センター運営審議会の委員の項につきましては、指定管理者制度への移行に伴い、運営審議会が廃止となるため削除するものでございます。

69ページですが、レセプト点検専門員の項につきましては、茨城県国保連合会への業務委託に伴い削除するものでございます。

続きまして、70ページをお開きいただきます。議案第9号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

提案理由ですが、人事院の給与等に関する報告に準じた措置を講ずることに伴い、本市の職員の給与を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

72ページをお開きいただきます。給与構造改革により、平成19年1月1日から平成22年1月1日までの期間、全職員に対し4号給の昇給抑制措置を行ったところでございますが、平成22年から平成25年までの人事院勧告等による国家公務員に準じた若年、中堅層職員の回復措置を行うため、附則に第18項を追加するものでございます。

改正の内容でございますが、平成26年4月1日において、44歳の職員及び40歳に満たない職員につきましては、原則1号給の回復措置を行うものでございます。

続きまして、73ページをお開きいただきます。議案第10号常陸太田市ごみ処理等手数料条例の一部改正について、常陸太田市ごみ処理等手数料条例の一部改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名。

提案理由ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための「地方税法」及び「地方交付税法」の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布、平成26年4月1日から施行されることに伴い、ごみ処理等手数料を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、1円未満を四捨五入、または10円未満を四捨五入の2つの方法のうち、徴収時に混乱が生じないようにすることを基本に、いずれかを取り入れることとした内容でございます。

具体的な料金につきましては、75ページから76ページにかけての新旧対照表に掲げてございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

74ページにお戻りいただきまして、附則で施行規則は平成26年4月1日からとするものでございますが、本条例のように消費税率の改正に伴う条例は、本議会におきまして、本条を合わせまして41件ございます。この後の提案につきましては、提案理由の文言の朗読による説明は略させていただきますと存じます。

続きまして、77ページをお開きいただきます。議案第11号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名。

提案理由でございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成26年1月29日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、消費税率の改正などを踏まえまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額が改正されたものでございまして、79ページから91ページまで新旧対照表に掲載してございます。お目通しをいただきたいと思います。

92ページをお開きいただきます。議案第12号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてでございます。常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、議案第8号の提案理由と同様でございます。地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、本条例の一部の改正を行うものでございます。

具体的には94ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。「障害適度区分」という名称を障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じた支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」という名称に改めるものでございます。

続きまして、95ページをお開きいただきます。議案第13号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について、常陸太田市東日本大震災災害対策支援金等支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

提案理由ですが、本支援金制度を1年間延長するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

97ページをお開きいただきまして、附則第2項中、失効日を平成26年3月31日から平成27年3月31日へ1年間延長し、まだ修繕を終えていない方に対して配慮するものでございます。

続きまして、98ページをお開きいただきます。議案第14号常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例は、消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

100ページに新旧対照表がございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

続きまして、101ページをお開きいただきます。議案第15号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、104ページでございます。議案第16号常陸太田市健康センターの設置及び管

理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。お目通しをいただきます。

107ページをお開きいただきます。議案第17号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、110ページでございます。議案第18号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、113ページでございます。議案第19号常陸太田市宮齋場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、120ページでございます。議案第20号常陸太田市宮里美齋場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

123ページ、議案第21号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。また、あわせて文言の整理をさせていただきます。

続きまして、128ページをお開きいただきます。議案第22号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

131ページをお開きいただきます。議案第23号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

136ページをお開きいただきます。議案第24号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

141ページでございます。議案第25号常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございますが、あわせて、バンジージャンプ実施者等の使用料金を定めるものでございます。

144ページをお開きいただきます。議案第26号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

153ページをお開きいただきます。議案第27号常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

156ページをお開きいただきます。議案第28号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及

び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

159ページをお開きいただきます。議案第29号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

165ページをお開きいただきます。議案第30号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

168ページをお開きいただきます。議案第31号常陸太田市水府竜の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

171ページをお開きいただきます。議案第32号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

179ページをお開きいただきます。議案第33号常陸太田市水と土ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

182ページをお開きいただきます。議案第34号常陸太田市法定外公共物管理条例の一部改正についてでございます。常陸太田市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名。

提案理由でございますが、法定外公共物に係る規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

184ページで説明をさせていただきます。常陸太田市法定外公共物管理条例中、第4条の許可等及び第8条の使用料等には、現行では水路に関する項目が整備されておりません。そこで第4条の3号に「土石、その他の産出物を採取すること」及び第4号に「流水を占有すること」を加えてございます。8条では「使用料」を「占有料」に改めるとともに、第3項において水路に係る占有料等の徴収についての条文を加えるものでございます。

185ページをお開きいただきます。議案第35号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例は消費税率の改正に伴う条例の一部改正のほか、鯨ヶ丘トンネル上部に鯨ヶ丘トンネル駐車場を新たに設置するとともに、梅津会館前駐車場の定期駐車を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

187ページに新旧対照表がございます。第2条の表に、鯨ヶ丘トンネル駐車場を加え、梅津会館前駐車場を削除するとともに、別表におきまして料金を定め改正するものでございます。

188ページをお開きいただきます。議案第36号常陸太田市都市公園条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。後ほどお目直しをいただきたいと思います。

続きまして、196ページをお開きいただきます。議案第37号常陸太田市下水道条例の一部

改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、199ページでございます。議案第38号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名。

提案理由ですが、市営住宅の一部を用途廃止したことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

201ページをごらんいただきたいと思います。表中、幡町団地1の戸数を19戸から17戸へ、稲木町団地1の戸数を19戸から16戸へ、また、稲木町団地3の戸数を8戸から7戸へ改正するものでございます。

続きまして、203ページをお開きいただきます。議案第39号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正です。

続きまして、206ページをお開きいただきます。議案第40号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、213ページをお開きいただきます。議案第41号常陸太田市工業用水道事業給水条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、216ページをお開きいただきます。議案第42号常陸太田市社会教育委員に関する条例の一部改正について、常陸太田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名。

提案理由ですが、社会教育委員及び公民館審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令が平成25年9月10日に公布、平成26年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

218ページをごらんいただきたいと思います。社会教育委員を教育委員会が委嘱するに当たりまして、その基準を国の基準を参酌して第3条に示す内容と定めるものでございます。

続きまして、219ページをお開きいただきます。議案第43号常陸太田市郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う改正でございますが、あわせまして同様の施設である春友手づくり工芸センター、交流センター、梨木平工芸の森の施設の規模や設備に応じ料金を統一することといたしました。そのための条例の一部改正でございます。

223ページをお開きいただきます。議案第44号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

229ページをお開きいただきます。議案第45号常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、233ページでございます。議案第46号常陸太田市交流センターふじの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う改正でございますが、あわせまして、同様施設である生涯学習センター、水府総合センター、里美文化センターの施設の規模や設備に応じ料金を統一する条例の一部改正でございます。

続きまして、242ページをお開きいただきます。議案第47号常陸太田市水府総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正及び利用施設の料金等の統一化に伴う条例の一部改正でございます。

247ページをお開きいただきます。議案第48号常陸太田市里美文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正及び利用施設の料金等の統一化に伴う条例の一部改正でございます。

256ページをお開きいただきます。議案第49号常陸太田市ふるさとの森マウンテンバイクコース設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。また、あわせまして258ページの新旧対照表にございますが、使用料の徴収は貸し切りの場合のみとするものでございます。

続きまして、259ページをお開きいただきます。議案第50号常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

262ページをお開きいただきます。議案第51号常陸太田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。また、あわせまして16条に営利行為禁止の規定及び例外規定の文言の整理をさせていただきます。

267ページをお開きいただきたいと思っております。議案第52号常陸太田市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、常陸太田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、いわゆる「第3次地方分権一括法」の公布、施行に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、269ページをごらんいただきたいと思っております。新旧対照表ですが、本条例につきましては、地方分権改革を進める上から、改正後の「地方青少年問題協議会法」により、市の責務として設置及び組織を新たに条例で定めることとなったため、法の趣旨にのっとり本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、270ページをごらんいただきたいと思っております。議案第53号常陸太田市西金砂社の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、273ページをお開きいただきます。議案第54号常陸太田市春友手づくり工芸センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正並びに利用施設の料金等の統一化に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、278ページをお開きいただきます。議案第55号常陸太田市工芸交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴うもの及び利用施設の料金等の統一化に伴う条例の一部改正でございます。

続きまして、283ページをお開きいただきます。議案第56号常陸太田市梨木平工芸の森の



設置及び管理に関する条例の一部改正について、本条例も消費税率の改正に伴う条例の一部改正及び利用施設の料金等の統一化に伴う条例の一部改正でございます。

286ページをお開きいただきます。議案第57号常陸太田市福祉住宅設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。常陸太田市福祉住宅設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、常陸太田市福祉住宅の用途廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。本福祉住宅は、住宅以外の建物や場所に居住し、保安上、衛生上あるいは風致上、極めて不適當な住宅で生活する者の保護的住宅として維持してまいりましたが、住環境の改善等により、今後該当する案件は見込みにくいことから本条例を廃止するものでございます。

続きまして、288ページをお開きいただきます。議案第58号常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の廃止について、常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、常陸太田市自然休養村管理センターは、利用件数及び稼働率が低いことから利活用を終了するため、本条例を廃止するものでございます。今後につきましては、これまでの行政財産から普通財産へ移行しまして、施設の有効活用を図ろうとするものでございます。

290ページをお開きいただきます。議案第59号茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約についてでございます。平成26年1月31日、一般競争入札に付した茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、契約の目的は、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事。契約の方法は一般競争入札による契約。契約の金額は80億928万円。うち本市の負担額は2億4,235万6,000円。契約の相手方は日本電気株式会社。代表者は、代表取締役執行役員社長、遠藤信博でございます。平成26年3月4日提出、市長名。

291ページに、参考といたしまして整備工事の概要がございます。

続きまして、292ページをお開きいただきます。議案第60号常陸太田市道路線の認定について、常陸太田市道路線を認定したいので、「道路法」第8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、道路整備等に伴い市道路線として認定するものでございます。

具体的な内容につきましては、293ページをお開きいただいたと思いますが、新たに認定する路線は2路線でございます。延長距離は555メートルでございます。具体的には、次の294ページから297ページに市道路線の認定位置図及び認定図がございますが、1本目は、西河内下町から町谷町黒磯地区内への市道6229号線の整備に伴うもの、もう一本は、中利員町地内の細野地区の市道金2B1267号線で道路整備によるものでございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第6 議案第61号ないし議案第68号

○後藤守議長 次、日程第6、議案第61号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）について、議案第62号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第63号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第64号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第65号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第66号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第67号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第68号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について、以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは説明をさせていただきます。

別冊の横長のつづり、1ページをお開きいただきたいと思います。議案第61号でございます。平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）、平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,253万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億2,092万5,000円とする。第2条が繰越明許費の補正、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の補正でございます。平成26年3月4日提出、市長名。

11ページをお開きいただきます。事項別明細により説明をさせていただきます。

歳入でございます。1款市税でございますが、市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税につきましては、それぞれの実績から補正を行っております。

9款の地方特例交付金、10款の普通交付税の補正につきましては、それぞれ交付額が決定したことによるものでございます。

12ページをお開きいただきます。14款の国庫支出金について、主に歳出予算の増減や補助金の確定によるものでございますが、国の補正予算に伴い、2項3目1節の道路橋りょう費補助金に道整備交付金7,300万円を追加してございます。また、5目の教育費国庫補助金のうち1節の小学校費補助金、それから、2節の中学校費補助金のうちの学校施設環境改善交付金につきましても、国の補正予算に伴うものでございまして、小学校1,374万2,000円、中学校2,693万3,000円を見込んでおります。

13ページからの15款県の支出金でございますが、歳出予算の減額や補助金の確定などによるものでございます。

15ページをお開きいただきまして18款の繰入金ですが、歳入の増額と事業の確定などにより歳出が減額となることから、財政調整基金、減債基金の繰り入れを減額いたしました。また、

金砂郷統合中学校整備の財源といたしまして、金砂郷地区学校建設基金より600万円、里美小学校整備の財源といたしまして、里美地区学校建設基金より80万円の繰り入れをいたします。

21款の市債でございますが、国の補正予算に伴うものとして公共事業等整備事業債440万円、それから、16ページの6目教育債1億2,540万円、8目1節の合併特例事業債のうち道路橋りょう整備事業債4,870万円を見込んでおります。上水道統合事業出資債の減額につきましては、内田浄水場、それから落合取水場整備工事の事業費が確定しましたことから1億3,190万円を減額いたします。

次に、歳出でございます。今回の補正予算には、各事業の内容、数量等の確定、あるいは契約差金、基金利子を積み立てるもの、その他制度の確定などによるものが主な内容でございますので、国の補正予算など大きく増減するものを中心に説明をさせていただきます。

18ページをお開きいただきまして、2款1項3目財政管理費2億2,576万1,000円の補正につきましては、将来の償還財源として減債基金に積み立てを行うものでございます。5目の財産管理費3,404万8,000円の減額につきましては、ストック中のPCB廃棄物の処理業務を予算化しておりましたが、指定事業者との調整で次年度送りとなったことから補正したものでございます。この辺につきましては、26年度の当初予算におきまして改めて計上させていただきました。

3款1項社会福祉費の補正でございますが、22ページをお開きいただきたいと思います。4目の障害福祉費20節扶助費4,668万7,000円の増額につきましては、重度訪問介護などの利用増から自主支援給付費などの補正を行ったものでございます。

24ページでございますが、4款1項2目予防費の補正でございます。子宮頸がん接種者の減などから3,714万6,000円を減額いたしました。

25ページの7目環境衛生費の24節投資及び出資金の補正につきましては、上水道統合事業による事業費が確定したことから1億3,190万円を減額いたしました。

次に、農林水産業費の補正でございますが、26ページをお開きいただきます。5目農地費の19節県営県北東部地区広域農道整備事業費につきましては、国の補正予算により229万4,000円を追加いたしました。

28ページでございます。7款2項3目道路新設改良費につきましても、国の補正予算を活用しまして工事請負費1億4,400万円を増額いたしました。

同じく国の補正予算を活用するものとして、29ページから30ページにかけまして、小学校費3目学校建設費に山田小学校屋内運動場の耐震改修工事9,474万9,000円、31ページの中学校費3目15節の学校建設費工事請負費に太田中学校屋内運動場耐震改修工事7,133万4,000円を予算化してございます。

33ページをお開きいただきます。11款交際費でございますが、24年度債の借り入れが終了し支払額が確定したことから、2目の利子3,451万8,000円を減額いたしました。

6ページにお戻りいただきたいと思います。繰越明許費の補正でございますが、国の補正予算に基づきまして繰り越しを行うものなど、合計12事業で6億22万8,000円を翌年度に繰り

越すものでございます。

7ページには、債務負担行為の補正でございますが、地方債証券共同発行連帯債務につきまして、県と6市の共同による大好きいばらき県民債を発行するため、本市の持ち分2億円を除きまして、38億円とこれに対する利子相当額を追加するものでございます。また、消費税の増額に伴い、指定管理など4事業647万2,000円を限度とする債務負担を追加いたしました。

8ページは地方債の補正でございます。国の補正予算に伴い、中学校耐震改修事業費4,440万円を追加するとともに、国の補正予算や歳出予算の減額により起債の4事業費の地方債の限度額合計24億3,230万円を24億3,180万円に変更するものでございます。

続きまして、議案第62号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ464万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,616万6,000円とする。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

今回の補正予算につきましては、職員人事費の減などに伴う補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

9款1項1目の一般会計繰入金、2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、法定繰入金の増減の調整及び歳入歳出の予算調整によるものでございます。

7ページをお開きいただきます。歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費、2項1目の徴税総務費につきましては、職員の異動等に伴うものでございます。

続きまして、議案第63号でございます。平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,639万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,790万4,000円とするものでございます。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

6ページからの事項別明細歳入でございますが、3款から5款のおのおのにつきましては、介護給付費の増減に伴う国・県等支出金及び震災に係る国庫補助金の増に伴う補正でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の増に伴うもの、4目のその他の一般会計繰入金につきましては、職員の異動等に伴う減でございます。

8ページの歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費から3項2目の認定調査費までは、職員の異動や介護認定審査会委員の報酬等の減でございます。

2款1項1目から9ページの6項1目につきましては、それぞれ給付件数等の増減に伴う補正でございます。

10ページの8款1項2目諸支出金の償還金につきましては、平成24年度災害臨時特例補助金確定に伴う返還金を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第64号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,726万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,316万7,000円とする。以下、2条、繰越

明許費、3条は地方債の補正でございます。平成26年3月4日提出、市長名。

4ページをお開きいただきます。繰越明許費でございます。平成24年度的那珂久慈流域下水道建設工事費負担金につきましては、県からの通知により繰り越すものでございます。

5ページの地方債の補正でございます。起債の4事業につきましては、限度額を3億6,980万円から3億1,890万円に変更するものでございます。

8ページをお開きいただきまして、事項別明細歳入でございますが、5款1目一般会計繰入金  
の減は、事業の進捗に伴うものでございます。

6款1目繰越金ですが、前年度繰越金決算残高の計上でございます。

8款の市債につきましては、事業の進捗に伴う減でございます。

9款県支出金ですが、県補助対象事業の追加による増でございます。

9ページの歳出でございます。1款下水道事業費1目の公共下水道の13節委託料及び15節  
工事請負費並びに3目の特環下水道費、15節の工事請負費の減額につきましては、入札差金と  
請負契約確定によるものでございます。2目の流域下水道費の負担金につきましては、那珂久慈  
流域下水道建設工事費及び維持管理費の減でございます。

2款は公債費の確定によるものでございます。

続きまして、議案第65号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4  
号）について、平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に  
定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万2,000円を  
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,583万7,000円とする。平成26年  
3月4日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、1款1目負担金は、施設新  
規使用者負担金8件分の計上でございます。

5款1目一般会計繰入金は、事業費の減によるものでございます。

7ページの歳出でございますが、1款1目総務管理費の委託料につきましては、汚泥処分委託  
料ほかの入札差金による減でございます。

続きまして、議案第66号でございます。平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整  
備事業特別会計補正予算（第2号）について、平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置  
整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総  
額から歳入歳出それぞれ5,525万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ  
れ1億2,399万7,000円とするものでございます。平成26年3月4日提出、市長名。

4ページでございますが、地方債補正でございます。戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の減  
によるものでございます。

7ページ、事項別明細歳入でございますが、1款、3款、4款、7款は、いずれも浄化槽設置  
基数の減によるものでございます。

8ページに歳出がございますが、1款1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の減、設置予定  
件数及び入札差金等の減によるものでございます。

続きまして、議案第67号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,857万1,000円とする。第2条、地方債の変更は第2表、地方債の補正による。平成26年3月4日提出、市長名。

4ページをお開きいただきます。地方債の補正でございます。簡易水道事業債及び過疎対策事業債の限度額を事業の確定に伴い減額をするものでございます。

7ページの事項別明細歳入でございますが、6款1項1目簡易水道事業債150万円及び2目の過疎対策事業債550万円の減額は、事業確定に伴う減額でございます。

8ページに歳出でございますが、1款3項1目配管費700万円の減額は、布設がえ工事の事業確定及び入札差金によるものでございます。

○後藤守議長 上下水道部長。

○鈴木則文上下水道部長 議案第68号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について、提案者にかわりご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。第1条は総則でございます。平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第2条は、資本的収入の補正で、予算第4条本文括弧書き中、資本的収支額が資本的支出額に対する不足する額4億5,576万円を4億808万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億7,058万5,000円を3億2,291万4,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。第3款資本的収入を4,767万1,000円増額し、17億3,562万2,000円とするものでございます。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。3款5項1目5節国庫補助金の4,767万1,000円の増額につきましては、佐竹低区配水池築造工事に伴う国の追加要望による水道水源開発等施設整備費補助金の交付決定によるものでございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

なお、午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時9分休憩

---

午後1時00分再開

○後藤守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第7 議案第69号ないし議案第78号

○後藤守議長 日程第7、議案第69号平成26年度常陸太田市一般会計予算について、議案第70号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、議案第71号平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第72号平成26年度常陸太田市介護保

険特別会計予算について、議案第73号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第74号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第75号平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第76号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第77号平成26年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第78号平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、提案者にかわりまして説明させていただきます。

平成26年度常陸太田市予算書3ページをお開きいただきたいと思います。議案第69号平成26年度常陸太田市一般会計予算、平成26年度常陸太田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ230億4,000万円と定める。第2条が債務負担行為、第3条が地方債、第4条が一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は20億円と定める。第5条が歳出予算の流用でございます。平成26年3月4日提出、市長名。

15ページをお開きいただきます。事項別明細にて説明をさせていただきます。

初めに歳入でございます。1款市税の1項1目市民税個人分でございますが、1,823万8,000円を減額し、23億5,930万2,000円、2目法人分についても3,816万3,000円を減額し、1億9,320万9,000円といたしました。前年度の実績を勘案したものでございます。2項1目固定資産税につきましては3,762万6,000円増額し、21億1,898万5,000円の計上でございます。これにつきましては、新增築家屋の増加を見込んだものでございます。

18ページの2款地方譲与税から19ページの9款地方特例交付金までは、地方財政計画における収入見込みや前年度の実績、税率の改正などを勘案して計上いたしました。

10款地方交付税でございます。地方財政計画における減額計上や基準財政収入額の増加などを見込みまして、普通交付税86億4,000万円、特別交付税8億6,000万円といたしました。昨年度と比較して5,000万円の減額でございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましても、地方財政計画や前年度の実績等を勘案して計上したものでございます。

20ページにかけての12款分担金及び負担金でございますが、一部事務組合等への派遣職員給与費負担金、老人施設入所者負担金、保育所入所児負担金などを見込んでおります。保育所入所児負担金につきましては、第3子無料化と二人以上保育所に入所している場合、二人目の子どもに係る負担金を月額3,000円減額することとして計上したものでございます。

13款使用料及び手数料でございますが、20ページの3目衛生使用料におきまして、瑞竜霊園墓所整備により永代使用料の増額が見込まれることなどから、3,586万6,000円を増額し5,635万2,000円といたしました。8目3節の幼稚園保育料につきましても保育所負担金同

様、第3子無料化と二人目の子どもに係る保育料を月額3,000円減額して計上してございます。

23ページをお開きいただきます。14款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金でございますが、障害者自立支援事業や生活保護費の歳出増に伴い、5,084万5,000円を増額し14億1,431万5,000円を見込んでございます。2目の教育費国庫負担金につきましては、金砂郷統合中学校の建設事業の財源を見込みまして4,902万2,000円を計上いたしました。平成26年度におきましては、消費税の税率改正に伴い、低所得者層や子育て世代に対して現金支給を行うことから、その財源として2項1目民生費国庫補助金に臨時福祉給付事業の事務費補助金1,347万4,000円、事業費補助金1億4,125万円、子育て世帯臨時特例給付事業の事務費補助金382万円、事業費補助金4,320万円を計上してございます。4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金につきましては、里野宮白羽線・磯部天神林線橋梁長寿命化、道路総点検などの財源として1億3,380万円を見込んでございます。2節住宅費補助金7,139万7,000円は、新婚家庭家賃助成、定住促進助成、太陽光発電設備等設置事業費補助などの財源として計上したものでございます。また、6目教育費国庫補助金でございますが、24ページの学校施設環境改善交付金1億6,253万4,000円は、金砂郷統合中学校校舎建設事業と里美中学校屋内運動場建設事業の財源を見込んだものでございます。

24ページの15款県支出金でございます。1目民生費県負担金でございますが、国庫支出金同様、障害者自立支援事業等の歳出増などに伴い1,081万6,000円増額し、5億4,700万4,000円を計上してございます。

27ページから16款財収入でございます。財産貸付収入利子及び配当金、財産売却収入などを計上してございます。

28ページの17款寄附金につきましては、総務費寄附金、民生費寄附金の費目設定でございます。

29ページの18款繰入金でございますが、特別会計繰入金、各基金からの繰入金、財産区繰入金をそれぞれ計上してございます。将来の財政負担を考慮しまして、財政調整基金からの繰り入れを前年度より1億円を減額し1億円といたしました。減債基金繰入金につきましては、満期一括償還となる平成21年度市場公募債償還のために積み立てていた基金など1億6,385万7,000円を繰り入れるものでございます。

19款繰越金につきましては、前年同様の2億5,000万円の計上でございます。

30ページをお開きいただきます。20款諸収入4項3目2節学校給食費徴収金2億1,837万7,000円につきましては、第3子に係る給食費64名分の無料化と消費税引き上げ相当分を減額して見込んだものでございます。

32ページから33ページにかけまして21款市債でございます。6目過疎対策事業債10億6,550万円、7目合併特例事業債4億3,390万円、8目臨時財政対策債5億4,000万円など合計22億990万円を計上したものでございます。

歳出につきまして、主なものをご説明させていただきます。

まず、総務費についてでございます。40ページをお開きいただきたいと思います。説明欄の



中段、都市交流事業費交付金110万円を計上しております。仙北市、白杵市へのイベント参加や白杵市との小学生交流に要する経費を交付するものでございます。

43ページからの6目企画費でございますが、域学連携に要する経費117万6,000円を計上しております。茨城大学、茨城キリスト教大学、常磐大学、清泉女子大学の地域おこし活動に係るカリキュラムと連携し地域の活性化を図っていくものでございます。

続きまして、49ページをお開きいただきたいと思います。12目男女共同参画推進費に、市民の子育てに対する理解を促進するために、子育てに優しい常陸太田をつくる啓発事業委託料238万5,000円を予算化しております。13目地域振興費におきましては、地域おこし協力隊に係る経費を予算化しておりますが、地域おこし協力隊にアーティスト枠を設けていることから、地域資源を活用した作品制作やオープンアトリエ、アートイベント等の企画を行いまして、地域の活性化を図っていくものでございます。

51ページをお開きいただきます。15目複合型交流拠点施設整備費でございますが、設計業務、造成工事、調整池設置工事、用地購入費など3億312万5,000円を計上しております。

52ページをお開きいただきます。16目諸費でございますが、13節委託料におきまして、緊急雇用創出事業を活用した定住促進広報活動等委託料697万7,000円を計上しております。19節負担金補助及び交付金における住宅取得等助成金につきましては、これまでの新築住宅に加えまして、住宅を増築した3世代同居者等に対し増築費の一部を助成することとして2,600万円を予算化したものでございます。民間賃貸住宅建築助成金につきましては、新たに民間賃貸住宅を建設した所有者に対し、固定資産税及び都市計画税の一部を若者世帯の入居割合に応じて助成するもので91万6,000円を計上しております。

続きまして、民生費でございます。68ページをお開きいただきます。1項1目社会福祉総務費の19節臨時福祉給付金1億4,125万円につきましては、消費税率の引き上げに伴い、所得の低い世帯や子育て世帯の負担軽減を図るため、対象者1人当たり1万円を給付するものでございます。

続きまして、81ページの2項3目児童措置費の19節負担金補助及び交付金におきましても同様に、子育て世帯の負担軽減を図るため、子育て世帯臨時特例給付金4,320万円を計上しております。4目の児童クラブ費におきましては、新たに開設いたしますかなさ児童クラブの経費を計上しております。これにより全小学校区に児童クラブが開設されることとなります。

82ページの15節工事請負費264万9,000円につきましては、さとみ児童クラブとおおた児童クラブに空調設備を整備するものでございます。

4項災害救助費でございます。84ページをお開きいただきます。東日本大震災による被災した住宅等の復旧が遅れておりますことから、東日本大震災被害対策費支援金4,000万円を予算化いたしました。

衛生費でございます。4款衛生費の1項3目母子衛生費についてでございますが、88ページをお開きいただきます。19節負担金補助及び交付金におきまして、新たに不育治療費助成金30万円を計上しております。不育症の治療に要する経費などの2分の1、年間10万円を限度

に助成するものでございます。

92ページをお開きいただきます。10目霊園費の15節工事請負費4,624万6,000円の計上につきましては、瑞竜霊園の残基数が少なくなってきたことから180区画の墓所整備工事を予算化したものでございます。

続きまして、農林水産業費に入ります。102ページをお開きいただきます。5款1項3目農林振興費でございますが、常陸秋そば、ブドウなどの特産品の品質向上、有害鳥獣や病害虫からの被害防止、担い手育成や新規就農者の自立支援、農地の集積化推進のための助成金等を計上してございます。穀物乾燥調製施設整備事業費補助金5,827万5,000円につきましては、補正予算（第9号）におきまして国庫補助相当分を計上させていただきましたが、市単独分につきましては26年度当初予算で計上させていただきました。

5目農地費でございますが、105ページをお開きいただきます。19節の負担金補助及び交付金の基幹的水利施設ストックマネジメント事業費補助金としまして669万6,000円でございますが、辰ノ口堰土地改良区基幹水道の長寿命化工事に要する経費の一部を助成するものでございます。

107ページをお開きいただきます。9目農業振興施設費の15節工事請負費でございますが、かなさ笑楽校屋内運動場耐震改修工事5,238万円を計上してございます。

商工費に移らせていただきます。112ページをごらんいただきます。6款商工費2目商工振興費でございますが、19節においてプレミアム付商品券事業費補助金1,100万円を引き続き計上いたしました。消費の拡大により地域経済の活性化を図るものでございます。

4目観光費でございますが、114ページに移ります。13節におきまして、観光情報誌作成業務委託料625万円につきましては、観光情報誌「るるぶ」を作成するための経費を計上したものでございます。

土木費に移ります。121ページをお開き願います。7款土木費2目道路維持費の13節におきまして、道路ストック総点検事業委託料1,733万4,000円を予算化いたしました。

また、122ページの3目道路新設改良費に6億3,894万8,000円を計上してございます。社会資本整備総合交付金を活用するものとして里野宮白羽線、川中子大橋線、道整備交付金を活用するものとして磯部天神林線、大門幹線、西河内幹線、亀作西真弓線などを合併特例債などと合わせて活用しながら整備を進めていくものでございます。4目橋りょう維持費の15節には、橋梁長寿命化計画に基づく6橋の補修工事を計上してございます。

消防費に移ります。131ページをお開きいただきます。8款消防費の1日常備消防費の19節でございますが、25年度に債務負担行為で設定しました消防救急無線等共同化整備事業費負担金1億1,151万9,000円を予算化しております。

3目消防施設費でございますが、134ページをお開きいただきます。15節工事請負費におきまして防火水槽4基分2,040万円、18節備品購入費におきまして、北署に配置します高規格救急自動車購入費3,500万円、消防団の無線デジタル化に対応する備品1,633万円を計上いたしました。

5目の災害対策費でございますが、135ページをお開きいただきます。13節委託料には、金砂郷地区の土砂災害ハザードマップ作成に係る委託料419万円を計上してございます。

次に、教育費に移ります。138ページをお開きいただきたいと思います。15節工事請負費におきまして7,891万6,000円を計上してございますが、これは旧北小などの解体工事を予算化したものでございます。

147ページに移ります。3項中学校費3目学校建設費でございますが、金砂郷統合中学校の校舎や里美中学校屋内運動場などの整備9億7,904万4,000円を計上いたしました。

149ページをごらんいただきます。4項1目幼稚園管理費の15節595万1,000円につきましては、太田進徳幼稚園と幸久幼稚園に空調設備を整備する予算が含まれてございます。

文化振興費でございます。155ページをお開きいただきます。19節負担金補助及び交付金におきまして、水戸徳川家の墓所保存事業に係る国の重要文化財保存整備費補助金1,176万5,000円を予算化してございます。

災害復旧費に移りまして、10款災害復旧費でございますが、170ページの3項1目社会教育施設災害復旧費におきましては、水戸徳川家墓所、西山荘、正宗寺の復旧に係る指定文化財等災害復旧補助金2,924万2,000円を計上いたしました。

11ページまでお戻りいただきまして、2表の債務負担行為でございます。金砂郷統合中学校整備工事におきまして、5億4,500万円を限度として27年度に負担するものでございます。

12ページに移りまして、第3表地方債でございます。起債の目的はそれぞれ記載のとおりでございますが、限度額を総額22億990万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんいただきたいと思います。

続きまして、187ページをお開きいただきたいと思います。議案第70号でございます。平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億572万1,000円と定める。第2条が一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定1億5,000万円と定めるものでございます。第3条が歳出予算の流用でございます。平成26年3月4日提出、市長名。

194ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

第1款の国民健康保険税は11億3,837万2,000円、昨年比4,289万2,000円の増を見込んでございます。税率は昨年同様ですが、1人当たりの調定額の増が見込まれることによるものです。

195ページ、第3款国庫負担金、国庫補助金につきましては、それぞれ給付費の増が見込まれることによるものでございます。

4款医療給付費等交付金につきましては3億6,783万円で、昨年度より963万1,000円の減となっておりますが、これは退職被保険者分の保険給付費の減が見込まれることによるものでございます。

196ページに移りまして、2項1目財政調整交付金でございますが、昨年度より981万4,000円の増となっております。これは保険給付費の増等が見込まれることによるものでござい

ます。

9 款の繰入金でございますが、1 項1 目一般会計繰入金につきましては3 億9, 1 7 2 万円、昨年度より9, 7 1 5 万3, 0 0 0 円の減となっております。2 項1 目支払準備基金繰入金でございますけれども、3 億5, 7 9 6 万7, 0 0 0 円の繰り入れを行うものでございます。

続きまして、1 9 8 ページ、歳出でございます。

2 0 1 ページをお開きいただきます。2 款1 項の療養諸費、2 項の高額療養費につきましては、一般被保険者の保険給付費の増が見込まれることによるものです。

2 0 3 ページに移りまして、第3 款の後期高齢者支援金から、2 0 4 ページ、第6 款の介護納付金につきましては、それぞれ対象となる被保険者数の割合及び医療、介護給付費の増減等によるものでございます。

2 0 5 ページに移りまして、8 款2 項の保険事業費につきましては2, 7 0 9 万7, 0 0 0 円で、これは昨年度より3 8 6 万1, 0 0 0 円の増となっておりますが、人間ドック等健診費補助の事業量の増によるものでございます。

続きまして、2 1 5 ページをお開きいただきます。議案第7 1 号でございます。平成2 6 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6 億3, 8 2 4 万1, 0 0 0 円とする。平成2 6 年3 月4 日提出、市長名。

2 2 0 ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

1 款の後期高齢者医療保険料につきましては、年金からの特別徴収分が3 億5, 2 6 3 万3, 0 0 0 円、普通徴収分が1 億4 7 8 万9, 0 0 0 円、合わせて4 億5, 7 4 2 万2, 0 0 0 円で、昨年度よりも1, 6 4 8 万5, 0 0 0 円の増となっております。保険料率につきましては据え置きとなっておりますものの、被保険者の伸びを見込んだことによるものでございます。

3 款1 項の一般会計繰入金につきましては1 億7, 8 2 6 万2, 0 0 0 円、昨年度よりも5 8 8 万8, 0 0 0 円の増となっております。

2 2 2 ページからの歳出でございますが、2 2 3 ページをごらんいただきます。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金6 億1, 8 4 4 万8, 0 0 0 円につきましては、歳入における保険料と保険基盤安定繰入金の全額を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。昨年度よりも2, 0 2 7 万9, 0 0 0 円の増額計上としてございますが、主に保険料納付金の増によるものでございます。

続きまして、2 2 9 ページをお開きいただきます。議案第7 2 号平成2 6 年度常陸太田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5 3 億5, 4 7 0 万1, 0 0 0 円と定める。第2 条、一時借入金の借り入れの最高額を事業勘定3 億1, 0 0 0 万円と定めるものでございます。第3 条が歳出予算の流用でございます。平成2 6 年3 月4 日提出、市長名。

2 3 6 ページをお開きいただきます。1 款の6 5 歳以上の第1 号被保険者保険料につきましては、被保険者数の増により8 億4, 7 5 2 万9, 0 0 0 円、前年度比で0. 9 %の増となっております。

次に、238ページをお開きいただきます。7款1項の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、職員給与費等に係る一般会計からの繰入金を8億3,523万2,000円としてございます。

7款2項の支払準備基金繰入金につきましては、9,154万1,000円を基金から取り崩す見込みでございます。

次に240ページ、歳出でございますが、242ページからの保険給付費につきましては、主なものとしたしまして、2款1項の介護サービス等諸費でございますが、特別養護老人ホームの新設、増設等に伴い、4億12万円増の45億3,843万4,000円、それから、243ページの2款2項の介護予防サービス等諸費は、518万3,000円減の1億3,905万2,000円、それから245ページ、2款6項の特定入所者介護サービス等費につきましては、利用者数の増に伴い、1,176万8,000円増の2億6,371万円をそれぞれ見込んでございます。

246ページ、4款1項介護予防事業費でございますが、サービス利用者数の減に伴い127万円増、2,356万6,000円、それから247ページ、2項の包括的支援事業・任意事業につきましては、職の自立支援対象者の増が見込まれることから、合わせて8,924万7,000円を計上してございます。

続きまして、257ページをお開きいただきます。議案第73号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計予算についてでございます。平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,604万1,000円と定める。第2条は地方債。第3条は一時借入金、借り入れの最高額を6億円と定めるものでございます。平成26年3月4日提出、市長名。

261ページをお開きいただきます。地方債でございます。起債の4事業を合わせまして1億9,970万円を起債の限度額としてございます。起債の方法等につきましては、表記のとおりでございます。

264ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、1款1項は分担金でございます。特環下水道事業の受益者分担金の分割納付分のほか、新たな加入者が見込まれることから2,252万5,000円を計上いたしました。

2款1項使用料でございますが、公共下水道は、佐竹南台団地の接続に伴う使用料の増を見込みます。特環下水道と合わせまして2億6,098万2,000円を計上するものでございます。

3款1目下水道事業国庫補助金につきましては、事業量の減から9,450万円を計上いたしました。

265ページでございます。6款1目一般会計繰入金でございますが、6億8,889万7,000円を計上いたしました。

9款市債でございます。下水道事業債、過疎対策事業債を合わせまして1億9,970万円を計上いたします。

266ページをお開きいただきます。歳出、1款1目公共下水道費の主な事項ですが、まず、267ページの13節委託料で、事業認可変更に伴う新たな認可区域の地質調査及び実施設計委

託料など7,901万7,000円を計上してございます。

次に、15節工事請負費の1億5,330万円につきましては、新宿町、増井町、瑞龍町などの管渠整備工事に要する費用を計上するものです。

268ページをお開きいただきます。2目の流域下水道費は、那珂久慈流域下水道建設工事及び維持管理の負担金1億3,978万9,000円を計上するものです。

次に、3目特環下水道費の主な事項につきましては、269ページをごらんいただきます。13節委託料で、下水道施設維持管理委託料や那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画の見直しに伴う計画策定委託料など、合計で2,440万4,000円を計上してございます。15節工事請負費1億4,500万円は、松平町、大里町、薬谷町の管渠整備工事に要する費用の計上でございます。

270ページをお開きいただきます。2款公債費でございますが、公共下水道事業建設事業債の元金と利子を合わせて6億5,190万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、277ページをお開きいただきます。議案第74号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計について、平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,808万5,000円と定める。第2条は一時借入金で、借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。平成26年3月4日提出、市長名。

282ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、1款1目受益者分担金は、滞納繰り越し分を計上するものです。

2款1目農業集落排水使用料は、主に佐都4地区の加入が多く見込まれることから8,958万4,000円を計上するものでございます。

3款1目県補助金でございますが、佐都4地区整備事業費に対する県からの推進交付金として1,790万3,000円を計上するものです。

5款1目一般会計繰入金は、2億2,408万1,000円を計上いたします。

283ページ、7款2項1目雑入でございますが、町屋地区における圃場整備事業に伴う配水管布設がえ補償費等を計上いたします。

284ページ、歳出でございます。

1目総務管理費でございますが、主な事項につきましては、285ページ、13節委託料、9地区の処理施設保守点検業務委託料として、合わせまして5,598万5,000円を計上するものです。次に、15節工事請負費の1,680万円につきましては、町屋地区の管渠布設がえ工事及び農集排整備地区の維持補修工事に係る費用を計上するものでございます。25節の積立金1,794万1,000円につきましては、常陸太田市農業集落排水事業債償還基金への積み立てでございます。

286ページは、2款公債費でございます。農業集落排水事業債の元金と利子を合わせまして1億6,260万円を計上するものでございます。

続きまして、293ページをお開きいただきます。議案第75号平成26年度常陸太田市戸別

合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算でございます。平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,848万9,000円と定める。第2条は地方債でございます。第3条は、一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。平成26年3月4日提出、市長名。

296ページをお開きいただきます。地方債でございます。特定地域生活排水処理施設事業費5,250万円を起債の限度額としてございます。起債の方法等につきましては、表記のとおりでございます。

299ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、1款1目受益者分担金は、前年度までの浄化槽設置見込み件数100基を70基に変更したことにより915万円の計上でございます。

2款1項1目使用料は3,178万4,000円、3款1目国からの補助金は、浄化槽設置見込み件数相当分の2,220万7,000円を計上いたしました。

4款1目の一般会計繰入金は3,129万8,000円でございます。

300ページをお開きいただきまして、7款1目の事業債は、限度額5,250万円の計上でございます。

301ページをごらんいただきます。歳出でございます。

1款1目の事業費でございますが、主な事項につきましては、13節委託料で既設浄化槽の維持管理費等に要する経費、合計で3,154万円の計上でございます。15節工事請負費7,740万円につきましては、新たに設置する工事に要する費用を計上いたしました。

302ページをお開きいただきます。2款の公債費でございますが、事業債等の元金と利子を合わせまして2,167万2,000円を計上するものです。

続きまして、309ページをお開き願います。議案第76号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,431万4,000円と定める。第2条は地方債。第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。平成26年3月4日提出、市長名。

312ページをお開きいただきます。地方債でございます。簡易水道事業債、過疎対策事業債合わせまして4,010万円を起債の限度額としてございます。

315ページ、事項別明細歳入でございますが、1款1項1目分担金は46万1,000円を計上いたします。

2款1項1目簡易水道使用料は1億2,650万円の計上でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、1,568万円増の1億3,713万1,000円でございます。

5款2項1目雑入は、配水管等布設がえ補償費及び料金収納業務負担金としまして510万4,000円を計上するものでございます。

316ページの事業債は、それぞれ限度額を計上するものでございます。

317ページからは歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費，3 1 8 ページの 1 3 節委託料でございます。料金収納業務委託料，  
検針業務委託料，浄配水場等管理委託料等を計上するものでございます。

1 款 2 項 1 目維持修繕費のうち，3 1 9 ページの 1 5 節工事請負費 7 9 8 万 3, 0 0 0 円につき  
ましては，水府北部浄水場施設整備工事等を行うものでございます。

1 款 3 項 1 目配管費 1 5 節工事請負費 4, 7 2 3 万 3, 0 0 0 円は，里美地区の北部簡易水道事業  
の配水管布設がえ工事，県道及び奥久慈グリーンラインの工事による配水管布設がえ工事等を行  
うものでございます。

1 款 4 項 1 目給水費 1 3 節委託料 1, 0 7 2 万 3, 0 0 0 円は，「計量法」によるメーター器を交  
換するものでございます。

3 2 0 ページ，2 款公債費でございますが，簡易水道事業債の元金と利子を合わせて計上する  
ものでございます。

○後藤守議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 議案第 7 7 号及び議案第 7 8 号について，提案者にかわりご説明申し  
上げます。

議案説明の前に，平成 2 6 年度の常陸太田市公営企業予算書につきましては，従来の地方公営  
企業会計基準が改正されまして，民間の企業会計との整合性を図った新たな地方公営企業会計基  
準が適用されることから，新基準に基づいた予算を計上しておりますので，ご了承いただきたい  
と思います。

それでは初めに，議案第 7 7 号平成 2 6 年度常陸太田市水道事業会計予算について，別冊の常  
陸太田市公営企業会計予算書によりご説明させていただきます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条は総則でございます。平成 2 6 年度常陸太田市水道事業会計の予算は，次に定めると  
ころによる。

第 2 条は業務の予定量で，給水戸数 1 万 8, 3 6 2 件，年間総給水量は 5 1 7 万 5, 4 5 0 立方メ  
ートル。これを 1 日平均給水量にしますと 1 万 4, 1 7 9 立方メートルとなります。主な建設改良  
事業につきましては 2 億 3, 2 7 3 万 8, 0 0 0 円を予定しております。

第 3 条，収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。収入につきましては，第 1 款  
水道事業収益が 1 3 億 4, 7 1 6 万 9, 0 0 0 円でございます。これは対前年度比 1 3. 6 % の増とな  
ります。次に支出でございますが，第 1 款水道事業費用が 1 3 億 2, 9 6 4 万 6, 0 0 0 円ござい  
ます。対前年度比 2 1. 7 % の増となります。

第 4 条は，資本的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては，第 1 款資本的収  
入が 1 億 3, 9 0 7 万 6, 0 0 0 円で，対前年度比 9 1. 6 % の減となっております。

次に，支出でございますが，第 1 款資本的支出が 5 億 7, 5 9 5 万 4, 0 0 0 円で，対前年度比 7  
2. 8 % の減となっております。なお，資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 3, 6 8  
7 万 8, 0 0 0 円は，過年度分勘定留保資金 4 億 4 7 万 3, 0 0 0 円，消費税及び地方消費税資本的



収支調整額 1,922万5,000円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,718万円で補填するものいたします。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的は、水源及び送配水施設建設事業で、限度額を5,241万円と定めます。

第6条は、一時借入金の限度額でございます、5,000万円と定めます。

次のページに参りまして、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第9条は他会計からの補助金で、補助を受ける金額は5,899万5,000円でございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額で1,205万6,000円と定めます。

平成26年3月4日提出、市長名でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

32ページをお開きいただきたいと思えます。初めに収益的収入及び支出のうち収入ですが、1款1項営業収益の1目給水収益は1万8,362戸、10億7,918万8,000円で、対前年度比0.97%の増を見込んでございます。

次のページに参りまして、2項営業外収益2目1節の一般会計補助金ですが、未給水地域解消事業の企業債利息相当額及び宮の郷工業団地の固定資産減価償却相当額並びに繰り出し基準に基づく繰入金のトータルといたしまして5,899万5,000円で、対前年度比238.4%の増でございます。3目長期前受金戻入ですが、地方公営企業制度改正に伴う新たな収益でございます、償却資産の取得財源である従前の地方剰余金を減価償却に合わせて順次収益化するものでございまして、1億3,955万1,000円でございます。

次に、34ページに参りまして、5目消費税及び地方消費税還付金につきましては、新設浄水場関連事業の完了に伴い、仕入れ税額、仮払い消費税でございますが、大幅に減少したことで消費税が還付から納付に転じたため、今回計上してございません。

次に、35ページの支出でございます。1款1項営業費用の1目原水及び浄水費は2億1,313万4,000円となっております。これは瑞竜浄水場、金砂郷地区の3浄水場のほか、新設内田浄水場及び取水施設関連の維持管理の経費を計上したものでございます。主なものといたしましては、人件費のほかに36ページの10節委託料、13節の修繕費、14節の動力費、17節の負担金などがございます。

37ページに参りまして、2目配水及び給水費で1億7,430万6,000円、これは対前年度比2.7%の減でございます。これは送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理費用であります。主なものは人件費のほかに、38ページの11節委託料、14節の修繕費、16節の動力費などがございます。

39ページに参りまして、3目受託工事費1,102万9,000円は、複合型交流拠点施設受託工事及び西山研修所の受託工事でございます。4目総係費1億2,339万3,000円は、対前年度比2.9%の減でございます。これらの費用は管理的な費用を計上したもので、主なものは人件

費のほか、40ページの13節委託料、賃借料などがございます。なお、1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費、4目総係費の中にある賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額につきましては、公営企業会計制度の改正により計上するものでございます。

41ページに参りまして、25節貸倒引当金繰入額につきましても、公営企業会計制度の改正による計上でございます。5目減価償却費5億8,290万5,000円は、公営企業会計制度の改正により、従前のみなし償却資産を全て償却することになったために、対前年比42.6%の増となっております。

42ページに参りまして、2項営業外費用1億8,708万7,000円は、対前年度比26.2%の増でございます。これは主に3目の消費税及び地方消費税が新設浄水場関連事業の完了に伴い、消費税還付から納付に転じたためでございます。3項特別損失につきましても、公営企業会計制度の改正による計上でございます。

次に、43ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入につきましては、対前年度比91.6%の減でございます。これは主に新設浄水場関連事業の完了に伴い、1項企業債及び3項出資金の減によるものでございます。

44ページに参りまして、支出でございますが、1款1項1目の上水道拡張費1億2,883万1,000円は、新設浄水場関連事業の完了により、対前年度比92.4%の減でございます。1節委託料919万1,000円の主なものといたしまして、茅根取水場の測量調査及び非常用自家発電設備詳細設計、2節工事費1億1,964万円は、落合取水場及び新設浄水場の場内整備工事、久米受水流量計設置工事、配水管新設工事、複合型交流拠点施設配水管新設工事などがございます。2目上水道改良費9,945万3,000円は、対前年度比4.2%の増でございます。1節工事費でございますが、単独事業が3路線、公共下水道関連事業が2路線、建設課事業関連が6路線、県工事関連が5路線、合わせて16路線の配水管布設がえ工事及び取水ポンプ更新工事等でございます。

2項1目企業債償還金3億4,321万6,000円は、対前年度比3.7%の増でございます。これは建設改良費等企業債の元金でございます。

なお、7ページから31ページまで予算に関する説明書がございますので、ごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第78号平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。47ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は業務の予定量で、給水事業所数は3社でございます。年間総給水量は63万8,752立方メートル、これを1日平均給水量にしますと1,750立方メートルとなります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款工業用水道事業収益7,336万1,000円で、対前年度比32%の増となっております。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用6,691万円で、対前年度比19.5%

の増となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入1,415万1,000円で、対前年度比49%の減となっております。これは一般会計からの出資金でございます。支出につきましては、第1款資本的支出3,613万2,000円で、対前年度比18.4%の減でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,198万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金により補填するものといたします。

第5条は、一時借入金の限度額で1,000万円と定めます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限るものと定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第8条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は2,191万2,000円といたします。平成26年3月4日提出、市長名でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

71ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1款1項営業収益の1目給水収益は3,104万1,000円で、対前年度比44%増の見込みです。これは株式会社えひめ飲料の契約水量が増量となるためでございます。2項営業外収益の2目他会計補助金は2,191万2,000円で、10.9%の減でございます。なお、補助金の使途につきましては、経営経費の一部に充当するものでございます。3目長期前受金戻入につきましては、地方公営会計制度改正に伴う新たな収益でございます。償却資産の取得財源である従前の資本剰余金を減価償却に合わせ順次収益化するものでございまして、741万5,000円でございます。4目1節のうち、経営経費負担金1,277万5,000円は、前年度比40%の増でございます。

72ページに参りまして、支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費2,285万円は、浄水場などの維持管理のための経費を計上したもので、前年度比16.4%の増でございます。主なものは5節委託料、8節修繕費、9節動力費などでございます。

73ページに参りまして、2目総係費1,630万4,000円で、対前年度比3.1%の減でございます。この経費は人件費などの管理的な経費を計上したもので、なお、3目賞与引当金繰入額、5目法定福利費引当金繰入額につきましては、公営企業会計制度の改正により計上するものでございます。

74ページに参りまして、3目減価償却費2,198万1,000円は、公営企業会計制度の改正により、従前のみなし償却資産を全て償却することとなったため、対前年度比42.8%の増となっております。2項営業外費用1目支払い利息及び企業債取扱い諸費170万5,000円は、対前年度比35.4%の減となっております。3項特別損失につきましても、公営企業会計制度の改正による計上でございます。

75ページをお開きいただきます。資本的収入及び支出の収入でございますが、1款1項の出資金1,415万1,000円は、企業債償還金の減少及び公営企業会計制度の改正により、対前年度比49%の減でございます。

支出でございますが、1款1項1目企業債償還金3,613万2,000円は、借入額の一部が償還満期を迎えたため、対前年度比18.4%の減でございます。

なお、49ページから70ページまで、予算に関する説明書がございますのでごらんいただきたいと存じます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

---

○後藤守議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月6日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時14分散会